

青森県報

第四千四百七十四号

平成三十年
七月十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……二

人事委員会

- 人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……三

正 誤

- 平成三十年四月六日定例告示中……………(商工政策課) ……四

告

示

青森県告示第五百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
	株式会社 うえるかむ	平川市岩館藤巻 八一の二	共同生活 援助	グループ ホーム櫻舞 川郷弘前石 弘前市大字石川 字岸田一三の二	平成 三〇・七・一

青森県告示第五百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひなた薬局	五所川原市字錦町一の九一	平成 三〇・七・一

青森県告示第五百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指 定 日
八戸在宅クリニック	八戸市大字岩泉町七	平成 三〇・七・一
有限会社七福薬局	弘前市大字富田三丁目一の一〇	〃
M's安原調剤薬局	弘前市大字安原一丁目二の一安原ファミリアの二	〃
落合薬局	十和田市穂並町一の一	〃

青森県告示第五百十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成三十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等	診療科目	指 定 日
堤 伸二	独立行政法人 国立病院機構 弘前病院 弘前市大字富野 町一	外科(直腸機能障 害、小腸機能障 害)	平成 三〇・七・一

公

告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、作田ダム地区の県営土地改良事業(防災ダム事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十年七月十二日から同年八月九日まで
- 三 縦覧の場所
七戸町役場及び東北町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成三十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
東津軽郡今別町大字大川平字清川一二一の三、一二一の四、一二一の一八、一二三の二、一二六の一から一二六の三まで、一二六の一及び一二二の四地先(第一工区)	東津軽郡今別町大字今別字今別一六七今別町

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 水梨電気工業

二 氏名 水梨俊城

三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字同心町三三の三

四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ八)第一一五八八号

五 取消年月日 平成三十年六月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年六月十二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人事委員会

人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十一日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中「、総務課緊急課題推進室長、行政情報センター市民課総合窓口設置準備室長」を削り、「人事、庁舎管理担当」を「人事、庁舎管理、秘書担当」に、「秘書、予算」を「庁舎管理、予算、秘書」に改め、同表弘前市の項中「勤

務条件担当」を「勤務条件、予算担当」に、「法規、職員団体」を「法規、勤務条件、職員団体」に、

選挙管理 委員会事務 務局	事務局長
---------------------	------

を

選挙管理 委員会事務 務局	事務局長、 次長
---------------------	-------------

に改め、同表八戸市の項

中「特別会計グループリーダー、主幹(人事)の下に「職員団体、勤務条件」を加え、同表むつ市の項中「総括主幹(法規)を「市長公室長、総括主幹(法規)に改め、「主幹(人事担当)」の下に「主任主査(人事担当)」を加え、同表平川市の項中「庁舎管理、秘書」を「秘書、人事、庁舎管理」に改め、同表平内町の項中「総務課指導監」の下に「人事、」を加え、同表今別町の項中「次長」を「総務課課長補佐、企画財政課課長補佐」に改め、同表外ヶ浜町の項中「室長」を削り、同表西目屋村の項中

教育委員 会事務局	課長
--------------	----

を

教育委員 会事務局	課長	農業委員 会事務局	事務局長
--------------	----	--------------	------

に

改め、同表六ヶ所村の項中「総括主幹」を「課長補佐」に、

農業委員 会事務局	事務局長	出先 保育所	所長	機関 こども園	園長	保健相談 センター	所長	千歳平診 療所	所長
--------------	------	-----------	----	------------	----	--------------	----	------------	----

を

農業委員 会事務局	事務局長
--------------	------

に

改め、同表三戸町の項中「、室長」を削り、同表一部事務組合下北医療センターの項

中「総務担当総括主幹」を「次長、総務担当総括主幹」に改め、「課長」の下に「総務課課長補佐」を加え、「事務次長（川内診療所に置くものに限る。）」を削り、同表下北地域広域行政事務組合の項中「総括主幹（職員団体）」を「総括主幹（職員団体、人事）」に改め、「総務係長」を削り、同表南黒地方福祉事務組合の項中「事務局長」の下に「事務局次長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

商 工 政 策 課

正

誤

発行年月日 平成三〇、四、六 第四四三四号	発行番号	区分	番 号	ページ	段	行	誤	正
告示	第三〇三号			五	下	表中	旧名川分庁舎跡地奥車庫	南部芸能伝承館脇山車小屋

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭